

筑西市の地酒等で乾杯を推進する条例

平成29年9月30日

筑西市条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、本市産の日本酒、焼酎、その他の酒類又は本市産の食材を主な原材料とした飲料（以下「地酒等」という。）による乾杯を推進することにより、地酒等の普及促進を図り、もって地場産業の振興及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、地酒等による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 地酒等の生産、販売等に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、地酒等による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う地酒等の普及を促進するための取組に協力するよう努めるものとする。

^し
(嗜好等への配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の施行に当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。